

令和2年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

令和2年3月17日（火）

午後1時30分 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 会議録署名議員の指名

【 議案第3号～第25号審査結果報告・討論・採決 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 日程第2 議案第3号 令和2年度葛巻町一般会計予算
- 日程第3 議案第4号 令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第4 議案第5号 令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第5 議案第6号 令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第6 議案第7号 令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第7 議案第8号 令和2年度葛巻町水道事業会計予算
- 日程第8 議案第9号 令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第10号 令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第2号）
- 日程第10 議案第11号 令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第11 議案第12号 令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第13号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及
び葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第14 議案第15号 葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改
正する条例
- 日程第15 議案第16号 印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第19 議案第20号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第21号 葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第22号 葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 日程第22 議案第23号 葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条
例
- 日程第23 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて
- 日程第24 議案第25号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること
について

【 議員派遣の件 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

日程第 25 議員派遣の件について

令和2年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

告示年月日	令和2年2月27日（木）					
再開年月日	令和2年3月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和2年3月17日（火） 開議 3時30分 散会 4時07分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 × 遅早 〇 席招刻退 〇 席招刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1 番	下屋敷 幸男		6 番	鈴木 満	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉		議会事務局総務係長	村 木 晋 介	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	副 町 長	觸澤 義美	建設水道課長	中山 優彦
	教 育 長	吉田 信一	教育委員会事務局教育次長	石角 則行
	農業委員会会長	深澤 進	病院事務局長	大久保 栄作
	代表監査委員	馬 渕 文雄	農業委員会事務局長	和野 康弘
	総務企画課長	山下 弘司	総務企画課室長	大川原 洋一
	政策秘書課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	住民会計課長	千葉 隆則	総務企画課財政係長	近藤 桂太
健康福祉課長	檜木 幸夫			

(開議時刻 13時30分)

議長 (中崎和久君)

あいさつをします。ご苦勞様です。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、下屋敷幸男君及び6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、議案第3号、令和2年度葛巻町一般会計予算から、日程第24、議案第25号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの23議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長に審査報告を求めます。

輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第157条の規定により、報告します。

議案第3号、令和2年度葛巻町一般会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第5号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第6号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第7号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第8号、令和2年度葛巻町水道事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第9号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第10号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第11号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第12号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第13号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第14号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第15号、葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第16号、印鑑条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第17号、町営住宅条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第18号、手数料条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第19号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第21号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第22号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第23号、葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第25号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって意見適任。

以上のとおり報告いたします。

令和2年3月17日。輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長（中崎和久君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。

議案第3号から議案第25号までの23議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第2、議案第3号、令和2年度葛巻町一般会計予算から、日程第7、議案第8号、令和2年度葛巻町水道事業会計予算までの6議案について、一括討論を行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、議案第3号から議案第8号まで一括討論を行います。

最初に、反対討論から許します。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を許します。

8番、辰柳敬一君。

8番 (辰柳敬一君)

私は、議案第3号から議案第8号、令和2年度葛巻町一般会計予算及び5件の特別会計予算につきまして、先ほど、輝くふるさと常任委員長の報告のとおり決するに賛成でありますので、その立場から討論いたします。

令和2年度予算議会は、鈴木町長にとって4期目最初の予算議会でありますので、ここで3期12年を少し振り返ってみたいと思います。町長は、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、今日まで、まちづくりに取り組んでまいりました。一部ではありますが、その内容を取り上げてみたいと思います。

1点目ではありますが、医療の充実であります。安心して受診できるように医師確保対策はもとより町立病院の新築など、医療対策の強化に努めてまいりました。2点目ですが、教育の充実であります。江川小学校の新築はもとより、町内小中学校の改築、そして、エアコンの導入により、夏も冬期間も快適に学校生活ができるようになっております。また、保育園にはバイオリンを導入し、充実した幼児教育を実現しております。高等学校の存続に向けては、山村留学制度をほかに先駆けて導入し、公営学習塾の実施と併せ、その取り組みは高く評価されるものであります。3点目ではありますが、高齢者福祉向上対策であります。100円バスの運行、ぬくもり助成の継続実施に始まり、老人施設葛葉荘の新築など高齢者福祉の向上にも成果を発揮してまいりました。また、財政運営についても健全な財政であり、新庁舎の建設につながるものであり、高く評価するものであります。鈴木町長を中心に職員の皆様の努力の賜であり高く評価するものであります。

これからの4年間でありますが、まず、私は、葛巻型酪農の実現であります。100年先を見据えた素晴らしい計画でありますので、その実現に頑張ってください、リーダーシップをしっかりと発揮していただきたい。二つ目ではありますが、林業振興であります。北海道の下川町での取り組みの始まりは、3,000町歩の町有林の山があれば、伐期を60年とみても、毎年50町歩の伐採、植林、育林の作業ができるということから、今の循環型森林システムの導入を確立されたと聞いております。今後の4年間の中で葛

巻らしい林業経営の確立を実現していただきたいと願っております。我々も、これから4年間、一般質問等を通して提言を申し上げ、行政と一体となり取り組んでまいりますことを申し上げまして、討論に入らせていただきます。

令和2年度は、町の総合計画中期計画の初年度にあたる年であり、基本構想に掲げられている町の三つの基本目標である、いきいきと輝き続けるひと、だれもが住みたくなるまち、地域資源を活かすしごとの実現に向け、中期計画における重点プロジェクトとして、ひとづくり、まちづくり、しごとづくりの取り組みに、新たに、つながりづくりの視点を加え、拡大コミュニティの構築により、将来の移住者確保やUターンの促進に向け、より一層の取り組みを強化することとされました。これらの目標の実現に向け、令和2年度の一般会計予算案の規模は6,797,000,000円ほどとなっており、令和元年度当初予算を比較して195,000,000円ほど減額ではありますが、引き続き、積極的な事業展開を図る内容となっております。

まず、ひとづくり分野に向けては、行政組織の機構改革により、教育委員会内に新たに、まなび交流課が新設されたほか、文化活動支援事業の創設により、町民の自発的な学びをサポートする体制の強化が図られました。現在、建設が進められている役場新庁舎は、町民の集いの中心としての役割も期待されるところであり、その充実に向けて取り組んでいただくことを望むものであります。子育て環境の充実におきましては、幼児教育、小学校、中学校、高校教育まで切れ目のない対策が講じられており、特に高校振興では、山村留学事業のより一層の充実が図られるほか、公営学習塾事業の継続実施などにより、高校の発展、存続に力強く取り組まれていることは、子育て世代の町民にとりまして、大きな安心につながるものと評価するものであります。また、高齢者の交流機会創出に向け、新たに浴室機能等を備えた高齢者福祉施設の整備が進められることとされており、高齢者が生きがいを持ち、元気に過ごすために大きな役割を担うものと期待されるところであります。

次に、まちづくり分野であります。役場新庁舎建設事業2年目となる令和2年度においては、建設事業費として1,033,000,000円が計上され、その着実な推進予算が確保されております。また、地域公共交通再編支援業務や県北バス葛巻線運行業務などにより、町民の生活に密着した公共交通網の維持確保に向けた対策が講じられたほか、国土強靱化計画策定に取り組まれることとされ、町民が安心・安全に生活できるまちづくりが、より一層、推進されるものと考えております。さらに町道葛巻浦子内線整備事業、町道茶屋場田子線整備事業など、生活基盤インフラの整備事業費等につきましても、各種事業が盛り込まれ、住民生活の環境改善に積極的に取り組まれるものであります。

次に、しごとづくり分野ですが、酪農振興策では、これまでの対策に加え、優良な粗飼料生産に向けた草地更新支援事業や、粗飼料生産コントラクターの推進に向けた畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のほか、林業振興策では、民有林の適正管理に向けた森林現況調査等業務や、林業労働者の安全な作業確保を図るための林業労働安全装備品導入費助成などが盛り込まれ、基幹産業の継続的な発展に取り組む内容となっております。また、道の駅レストラン建設事業費が盛り込まれ、道の駅エリアに新たな魅力が加わることとなるほか、くずまき型DMO事業に継続して取り組むこととされている

ところであり、町の新たな魅力づくりによる観光振興、雇用の創出、町民所得の向上と併せ、今後のまちづくりのリーダーとなる人材育成など、様々な効果が期待されるものであります。取り組みの成果が実感として現れるまで一定の期間を要するものであるとは思いますが、早期に事業成果が発現するよう一層のご奮闘を期待するところであります。

次に、つながりづくり分野であります。総合計画中期計画から新たなプロジェクト項目として明記されたものであります。町の最重要課題である人口減少問題の克服に向け、将来的な移住者確保などに向けた拡大コミュニティの形成に取り組むものであり、今後の町の状況を左右する重要な視点であると認識しております。トヨタグループとの連携により構築された新たな町の情報発信ツールであるライブビジョンを活用した情報発信や、くずまき暮らし体験ツアーや、葛巻型インターンシップ受入事業などを通し、より多くの関係人口の創出に取り組み、将来における移住者・定住者の確保に努めていただくことを期待するものであります。

次に特別会計であります。病院事業会計においては、令和元年度から導入された地域包括ケア病床により、入院収益が大幅に改善されているところであり、今後も収益性の高い経営に努められ、町民の命を守る地域病院として、引き続き、安心して受診できる体制を確保いただくよう望むものであります。水道会計におきましては、給水収益の減少に加え、既設水道管の老朽化対策や、企業債償還金の増大など、経営環境を取り巻く環境は厳しいものがあると思いますが、町民に対する安定的な給水確保のため、持続可能な経営環境の実現に向け、ご尽力いただきたいと思っております。

以上、冒頭に申し上げましたとおり、各会計の予算案に賛成であります。議員各位におきましてもご賛同賜りますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（中崎和久君）

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

日程第2、議案第3号、令和2年度葛巻町一般会計予算について、本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号、令和2年度葛巻町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第5号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第6号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第7号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第8号、令和2年度葛巻町水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号、令和2年度葛巻町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第9号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第10号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第11号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号、令和元年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第12号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第13号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第14号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第14号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び葛巻町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第15号、葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第15号、葛巻町職員定数条例及び葛巻町課設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第16号、印鑑条例の一部を改正する条例を、議題とします。これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第16号、印鑑条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第17号、町営住宅条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第17号、町営住宅条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第18号、手数料条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第18号、手数料条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第19号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第19号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第21号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 21 号、葛巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 21、議案第 22 号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 22 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 22 号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 22、議案第 23 号、葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 23 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 23 号、葛巻町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 23、議案第 24 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 24 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第24号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第25号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを、議題とします。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、適任です。委員長の報告のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第25号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、委員長報告のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第25、議員派遣の件についてを、議題とします。

お諮りします。

葛巻町議会総合条例第121条第1項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり、議員を派遣したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

これで、令和2年葛巻町議会3月定例会議を終了します。

今回は、7月第1金曜日の3日に再開することとします。

ご苦労様でした。

(散会時刻 14時07分)